

平成 28 年 12 月

遊佐町農業委員会第 10 回総会議事録

1. 開催日程 平成 28 年 12 月 26 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 35 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階議事所
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

議第 50 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 51 号 非農地証明願いについて

議第 52 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 53 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定許可申請について

議第 54 号 農地法第 3 条の規定による使用収益権設定許可申請について

議第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議第 56 号 農用地利用配分計画案について

4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
				7	菅原 幸男		
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男	12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	8	菅原 寛志		

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰	北部	高橋 正人

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、佐藤 結主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 12 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、荒生懲罰委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 3 名、出席委員 13 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員 4 名全員出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>今年、最後の総会となりますが、これから新しい農業委員、最適化推進委員での活動となりますので、よろしくお願いします。</p> <p>はじめに農業関係ですが、飼料用米の予算がついたということではとしております。それから皆さんにお願いがあります。今までは 16 名の農業委員でしたが、今回、最適化推進委員が 4 名入りました。農業委員と最適化推進委員のありかたを考えて頂きたいと思っております。遊佐町で 6 次産業化ということで今、特産品、加工品を進める話があります。漁業に関しましては、あわびが特産品となるようです。農業に関しては特産品や加工品の開発や発案に農業委員もその手助けができればと思っています。</p> <p>本日は、12 月定例総会に提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定」により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 3 番渡会健 委員、4 番鈴木一弥 委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(報告事項、朗読説明)</p>
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について本来農地は農業委員会の許可を得なければ所有権移転できませんが、例外として農地法 3 条の許可を得ずに所有権移転されるものについて、所有者から届出があったものの報告で、基本的に所有者の死亡により相続が発生した場合です。許可不要案件ですので、議事にはかけず報告事項として総会で報告</p>

	<p>しています。</p> <p>議案書の見方は、左から、今年度の通し番号、届出人、土地の表示、権利を取得した日、備考となっています。なお届出人は新たに所有権を取得した人で、死亡した方の子供や配偶者です。備考に記載されている被相続人は相続される人、すなわち死亡者名です。</p> <p>報告事項ですので、みなさんからご審議はいただきませんが、担当地区の農地の移動として把握をお願いします。</p> <p>合計 10 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 47 計 19 筆、31,797 m² 番号 48 計 20 筆、14,526 m² 番号 49 計 2 筆、3,272 m² 番号 50 計 12 筆、48,577 m² 番号 51 計 9 筆、12,121 m² 番号 52 計 2 筆、2,534 m² 番号 53 計 7 筆、8,379 m² 番号 54 計 6 筆、8,540 m² 番号 55 計 5 筆、5,518 m² 番号 56 計 2 筆、6,439 m²</p> <p>以上 10 件、全て相続による所有権の取得です。 以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議第 50 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法 18 条第 6 項の規定による通知は、合意解約についてです。農地の賃貸借を解約する場合、農地法 18 条の規定により基本的には都道府県知事の許可が必要となっています。その例外として、解約し農地を引き渡す期限前の 6 ヶ月以内に書面で合意解約が明らかとなった場合で、農業委員会に通知があれば、県知事許可なくとも解約が可能です。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別に説明いたします。</p>

	<p>番号 115 計 2 筆、2,508 m² 解約の事由は第三者に利用権を設定するため、既に 10 月総会で農地中間管理機構を通してマッチング済みです。10 月総会で解約が抜けてしまっていたため、今回提出します。</p> <p>番号 116 計 1 筆、1,317 m² 解約の事由は借人の労働力不足のため、解約後は貸人で所有者が自作します。</p> <p>番号 117 計 1 筆、5,053 m² 解約の事由は借人の労働力不足のため、解約後は議第 55 号(2)番号 390 で第三者と契約します。</p> <p>番号 118 計 1 筆、5,753 m²、一筆のみ 解約の事由は借人の労働力不足のため、解約後は所有者に返還されます。</p> <p>番号 119 計 3 筆、1,502 m² 解約の事由は借人の変更のため、解約後は来月総会で第三者と契約します。</p> <p>番号 120 計 3 筆、2,195 m² 解約の事由は所有権移転のため、解約後は議題 55 号 (1) 番号 18 で、現在の借人に所有権移転の予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 50 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。</p> <p>次に議第 51 号 非農地証明願いについて事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書は 8 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 2 条に「『農地』とは、耕作の目的に供される土地」と規定されておりますが、非農地証明につきましては法律に特段定めがなく、各市町村農業委員会の行政サービスという位置付けになっております。しかしながら、農林水産省が制定した「農地法の運用」において、農地の所有者から当該農地が農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、また、これ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合かどうかを判断し、農業委員会の総会または部会の議決が必要とされておりますので提案するものであります。</p> <p>番号 8 から 10 まで 3 件ですが、いずれも生活クラブ生協のソーラーが設置される予定の土地であります。</p>

	<p>番号8 計1筆、489㎡ 番号9 計3筆、1,615㎡ 番号10 計1筆、208㎡</p> <p>それぞれの申請地につきましては岩石採取された場所で昭和42年頃から耕作しておらず、以降40年以上経過しております。農地に復元することが困難で、復元しても農地として継続利用できない状況であります。固定資産税も原野で課税されており、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、申請地は都市計画区域外、農用地区域内、土地改良事業の受益地外となっておりますが、現在、農振除外の手続き中であります。</p> <p>審査基準書の2頁から図面と現況写真を掲載しております。</p> <p>12月2日に、齋藤誠喜土地専門部会長、今野一彦副部会長、荒生委員の3名で現地調査をおこなっておりますので、現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは1番齋藤誠喜土地専門部会長より現地調査の報告を願います。 (1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>12月2日に現地調査を行って来ました。審査基準書2頁に位置図、航空写真と現地調査写真が載っています。先ほど、事務局からも報告がありましたが、申請地は岩石採取された場所で、40年以上も耕作されていないという事です。現地写真でもわかるように葦や立木などで覆われていて非常に荒れた状態でした。岩石採取をした後ということで地面からかなり低くなっており湿地状態でした。酒田大火の際に大量のごみが投棄されたこともあったようで、5筆全て非常に農地に復元するのは困難なため非農地にするのは妥当ではないかと思えます。</p>
議長	<p>それでは、9番今野一彦副部会長より現地調査の報告を願います。 (9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>私も部会長と同じ意見です。3件とも非農地として認めても問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>13番荒生委員より現地調査の報告をお願いいたします。 (13番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13番荒生あや子委員	<p>私も齋藤委員、今野委員と同じ意見で現地を見て来ました。岩石採取から40年以上も経過しているという申請地ですが、やはりこれを農地として活用することは困難なことで、復元することできないと感じて来ました。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。 議第51号非農地証明願いについて原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。 (在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第51号について原案のとおり非農地として証明する事に決定いたします。 次に議第52号農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。議案書は10頁をご覧下さい。審査基準書は6頁をご覧下さい。</p>

始めに、農地法 3 条について簡単に説明いたします。

農地法 3 条は農地の権利移動の際には農業委員会の許可が必要になるという規定で、農地を農地として利用する際に適用されます。

3 条の許可のための審査基準としては、審査基準書 6 頁の上に記載しています。第 3 条第 2 項に掲げる内容は、不許可要件で、これらの状態が満たされない場合は許可出来ないという内容です。各要件について、簡単に説明すると次のとおりです。

1 号は、農業のために必要な機械の所有状況や農業に従事する者の数等からみて、農地の取得後に、経営する農地の全部を効率的に利用して農業を行うと認められない場合は不許可

2 号は、農地所有適格法人でない法人は基本的には不許可

3 号は、信託の引受による権利取得は不許可

4 号は、農作業に常時従事すると認められない場合は不許可

5 号は、権利取得後の経営面積の合計が 30a に達しない場合は不許可

6 号は、借入地を転貸する場合（又貸し）は不許可

7 号は、周辺農地への影響など地域の農業に支障を与える場合は不許可
以上の不許可要件に該当しない場合は、許可となります。

農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。

議第 52 号は農地法 3 条の規定に基づく使用貸借権の設定です。

使用貸借権の設定は、農地の無償の貸し借りの契約で、親子間で行われるものがほとんどです。農業の経営主を変更する、いわゆる経営移譲、経営継承の際に結ばれます。

また、今回申請のあった案件について、番号 4、5 以外は全て農業者年金の、経営移譲年金受給のための再設定となっております。

再設定について簡単に説明しますと、農業者年金の経営移譲年金を受給する場合、初回は 10 年間使用貸借を設定し、その間は特定処分対象農地として農地の移動に制限がかかることとなっております。10 年が経過し、期間の満了した月と同月に再設定を行うことによって特定処分対象農地ではなくなりますので、必ず再設定の手続を行っております。

再設定の期間については 10 年以上という定めはありますが、最長何年とするかは定めがありませんので、次の更新の手間をなるべく省くために、こちらでは 20 年間と設定しております。

それでは個別に説明致します。

番号 4 計 12 筆、45,396 m²

期間は 20 年、譲渡人から譲受人への経営移譲のための使用貸借権の設定です。

番号 5 計 32 筆、34,472.32 m²

期間は 20 年、譲渡人から譲受人への経営移譲のための使用貸借権の設定です。

番号 6 計 5 筆、1,811 m²

	<p>期間は 20 年、農業者年金受給のための経営移譲による使用貸借権の設定です。</p> <p>番号 7 計 4 筆、17,813 m²</p> <p>期間は 20 年、農業者年金受給のための経営移譲による使用貸借権の再設定です。</p> <p>番号 8 計 31 筆、53,538.15 m²</p> <p>期間は 20 年、農業者年金受給のための経営移譲による使用貸借権の再設定です。</p> <p>番号 9 計 7 筆、1,826 m²</p> <p>期間は 20 年、農業者年金受給のための経営移譲による使用貸借権の再設定です。</p> <p>番号 10 計 9 筆、2,544 m²</p> <p>期間は 20 年、農業者年金受給のための経営移譲による使用貸借権の再設定です。</p> <p>番号 11 計 8 筆、30,249 m²</p> <p>期間は 20 年、農業者年金受給のための経営移譲による使用貸借権の再設定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に対し何か質問意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 52 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について原案のとおり可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 52 号について原案のとおり許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 53 号農地法第 3 条の規定による貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>それでは事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 11 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条の規定による貸借権設定は、土地の賃借料が発生する貸し借りで、主に他人同士の貸し借りの際に申請されます。許可に関わる基準は先程の使用貸借の際に述べたものと同じです。</p> <p>農地法第 3 条による貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号 6 計 2 筆、3,257 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 2,500 円で新規に設定です。</p> <p>番号 7 計 1 筆、6,516 m²</p>

	<p>期間は10年、単価は10aあたり2,500円で新規に設定です。</p> <p>なお、番号6、7について、荒生委員へ現地調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、13番荒生あや子委員より報告願います。</p> <p>(13番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13番荒生あや子委員	<p>12月19日に現地調査に行ってきました。ちょうど2,3日前に雪が降りまして、申請地は雪が積もっていて、境などわからない状態でした。譲渡人のお父さんが2月に亡くなられて、今、空家になっております。譲渡人は県外に住んでいますので畑などを管理することができないことから、地元の方にも相談したようですが、なかなか耕作してくれる方が見つからなかったようです。番号6の譲受人の実家が申請地に近いことや、申請地周辺の農地を買ったり、借りたりしていることから今回の申請になったようです。番号7の譲受人の方は新規就農ということで事務局からも説明があったようにきちんと手続きもしているようなので問題無いと思います。申請地周辺の方も誰も耕作せずに荒れるより誰かに耕作して管理して頂けることはありがたいという話をしていましたので、私としてはとてもいい事だと思っています。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明、現地調査報告に対し何か質問意見等はございますか。</p> <p>(11番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
11番榊原一男委員	<p>賃借料が2,500円となっておりますが、どういった経緯でこの金額になったのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地の賃借料というのは農業委員会で基準を定めております。一般畑で2,000円、砂丘畑で6,000円という参考金額を町の方で示しております。もう少し土地所有者の方のたしになればということで500円足して2,500円という金額にしたようです。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第53号 農地法第3条の規定による賃貸借権設定許可申請について原案のとおり可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第53号について原案のとおり許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第54号農地法第3条の規定による使用収益権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>

議長	<p>それでは事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 12 頁をご覧ください。 農地法第 3 条による使用収益権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>使用収益権設定は、所有権移転・使用貸借権・賃貸借権以外の権利設定があった場合の総称として使っています。土地を使用することや、その土地から収益をあげるような権利を設定する場合に使います。</p> <p>番号 1 計 2 筆、890.50 m²</p> <p>風力発電の送電に係る埋設送電線設置のための地役権の設定です。27 年度 3 月総会で申請があったものと同案件ですが、送電のルートに変更があり、追加で設定が必要になったものです。</p> <p>こちらについては、鈴木一弥委員に現地調査を依頼しています。</p>
議長	<p>それでは、4 番鈴木一弥委員より報告願います。 (4 番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番鈴木一弥委員	<p>報告いたします。先日、現地調査をおこなった際に耕作者にお話を聞くことができました。法面に送電線を埋設するようなので今までどおり耕作は出来るようです。周辺の農地への影響もないことから許可相当と思います。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 54 号農地法第 3 条の規定による使用収益権設定許可申請について原案のとおり可決する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 54 号について原案のとおり許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 55 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>それでは事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは、補足説明致します。審査基準書は 8 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は(1)所有権移転が 1 件、(2) 利用権設定が 16 件、(3)利用権移転が 2 件となっております。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 個別にご説明いたします。</p>

(1)所有権移転

番号 18 計 3 筆、2,195 m²

総額 60 万円、面積で割りかえすと 10a あたりの単価は 273,348 円で売買による所有権移転です。

こちらは譲渡人の希望によるもので、これまで利用権設定で耕作していた譲受人に所有権移転するものです。

現地調査を菅原幸男委員にお願いしておりますので後程報告をお願いします。

(2)利用権設定

番号 387 計 3 筆、3,889 m²

期間は 3 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 388 計 1 筆、2,933 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 389 計 5 筆、10,980 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 8,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 390 計 1 筆、5,053 m²

期間は 5 年、米 480 kg 物納で新規に設定です。借人は認定農業者です。

番号 391 計 5 筆、6,158 m²

期間は 3 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 392 計 3 筆、2,819 m²

期間は 3 年、単価は 10 a あたり田が 19,000 円で、畑が 2,600 円です。同一人と再設定で、借人は認定農業者です。

番号 393 計 8 筆、13,818 m²

期間は 3 年、単価は 10 a あたり 19,000 円と 16,500 円です。同一人と再設定、借人は認定農業者です。

番号 394 計 13 筆、38,064 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 395 から番号 402 まで、農地中間管理機構を通じた契約です。

そのため借人はすべて公益財団法人やまがた農業支援センター理事長細谷知行さんとなります。補足説明資料に A3 版でマッチング案を添付しますので、併せてご覧ください。

番号 395 計 2 筆、3,066 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 11,000 円です。

番号 396 計 4 筆、14,654 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり東部が 8,000 円、仁田々が 100 円、野沢が 10,000 円です。

	<p>番号 397 計 1 筆、1,001 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円です。</p> <p>番号 398 計 2 筆、24,357 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 11,000 円です。</p> <p>番号 399 計 5 筆、15,038 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円です。</p> <p>番号 400 計 5 筆、21,492 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円です。アグリ南西部とマッチングします。</p> <p>番号 401 計 4 筆、4,982 m²です。 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 15,000 円、境ノ下が 17,000 円で、結いの里蕨岡とマッチングします。</p> <p>番号 402 計 13 筆、12,795 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 野沢が 11,000 円、その他は 1,000 円で湧水の里遊佐とマッチングの予定です。</p> <p>(3)利用権移転</p> <p>番号 1 から 2 まで、経営主変更のために、契約内容は変更しないまま借主を変更するものです。</p> <p>番号 1 計 6 筆、15,733 m² 期間は 1 年、単価は 10 a あたり 22,000 円です。これまで経営主は議第 52 号番号 6 の譲渡人の長男の方でしたが、次男の方に経営主を変更するにあたり、長男と所有者で結んでいた契約をそのまま次男の方が引き継ぎます。</p> <p>番号 2 計 1 筆、3,490 m² 期間は 2 年 3 ヶ月、単価は 10 a あたり 25,200 円です。番号 1 と同じで、経営主の変更に伴い、長男の方がが契約していた内容をそのまま次男の方に移転します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、所有権移転について 7 番菅原幸男委員より報告願います。 (7 番菅原幸男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番菅原幸男委員	<p>報告いたします。審査基準書の地図をご覧ください。13 頁から説明いたします。15 日譲受人と現地を確認に行きました。現況から報告いたします。上段の申請地は水稻を収穫した跡が残っておりました。下段申請地はなたね、そばの二毛作されていたようです。どちらも畦畔はきれいに草刈りもされておりました。続きまして 14 頁ですが、譲受人の圃場と一体になっており、1 枚の田になっていて稲が作付けされていたようです。以上から現況から問題無いと判断されます。取得後は全て稲を作付けするようです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>

15 番佐藤重一委員	12月19日に、役場2階202会議室で5名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>只今の事務局の説明に対し何か質問意見等がございますか。</p> <p>私から一ついいですか。番号396ですが、賃借料が100円とありますが、内訳を教えてくださいと思います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。1筆のみ賃借料が100円となっておりますが、地目が田になってはいますが、現状、面積的にも条件的にも水稻を作付けできる状況ではなく、畑として維持管理することしかできないようです。ただ、そこだけ契約せずにそのまましてしまうと不都合が出てきてしまいますので、一律借りるのですが、収益は上がらないので、出来るだけ安い金額で貸し借りするということで100円となりました。無償で出来ないわけではないのですが、農地中間管理機構をとおしているわけなので、0円での契約はおこなっていないためあまり金額が発生しないようにこのような額になった次第です。番号402に関してですが、申請地の大半が1,000円となっておりますが、こちらと同じく畑として利用するためこのような額になったようです。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第55号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第56号農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>それでは事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>配分計画案について次の頁をご覧ください。</p> <p>1枚目は第3回集積で新たにマッチング及び配分されるもので、議第55号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので割愛します。2枚目は移転に</p>

	<p>ついでに配分計画案です。これは、既にやまがた農業支援センターを通して契約してあるもので、諸般の事情により受け手の変更が必要になったものです。</p> <p>なお書類は左側の借受者が新たな受け手中央が土地の所在、契約面積、契約期間、賃借料、右側が出し手となっています。</p> <p>上から出し手ごとに説明いたします。</p> <p>計1筆、4,276 m²</p> <p>こちらは、昨年度結いの里蕨岡に配分されていましたが、杉沢にある田で、杉沢の構成員が耕作しているため、農事組合法人杉沢に受け手変更するものです。</p> <p>計3筆、8,916 m²</p> <p>昨年度の配分で誤って結いの里蕨岡に配分されてしまっていたため、受け手変更をするものです。</p> <p>計4筆、17,706 m²</p> <p>こちらは、昨年度結いの里蕨岡に配分されたものですが、耕作者の労働力不足で、受け手の変更をするものです。</p> <p>計3筆、17,838 m²</p> <p>こちらは、昨年度結いの里蕨岡に配分されたものですが、耕作者の労働力不足で、受け手の変更をするものです。</p> <p>計1筆、952 m²</p> <p>こちらは、10月総会でライスファーム北部に配分されたものですが、実際は1枚の田が畦畔なく4筆に分かれているうちの一部で、別けて耕作することができないため、受け手の変更をするものです。</p> <p>計1筆、958 m²</p> <p>こちらは、10月総会でライスファーム北部に配分されたものですが、実際は1枚の田が畦畔なく4筆に分かれているうちの一部で、別けて耕作することができないため、受け手の変更をするものです。</p> <p>計1筆、2,970 m²</p> <p>こちらは、昨年度アグリ南西部に配分されたものですが、一筆のうち畦畔で別れている一部を、受け手の変更をするものです。</p> <p>なお、以上説明した7件については、先月総会で現在の受け手とやまがた農業支援センターの契約は解約済みです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(14番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14番菅原善悦委員	<p>今説明がありました移転についてですが、受け手の変更という事ですが、補助金の兼ね合いなどあると思うのですが、問題無いのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。おっしゃるとおり昨年度配分されたものについてですが、所有者と農地中間管理機構との契約は変わらないままで、中間管理機構</p>

	<p>と受け手の方と変更するだけなので、補助金の要件については、土地の所有者と農地中間管理機構の契約で発生している補助金ですので受け手が変わる分には問題無いという事でした。移転というのは集積のために使うのが本来望ましいのではないかと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>他に何かありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 56 号農用地利用配分計画案について、適正なものとの判断でよろしいか賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 56 号農用地利用配分計画案について、適正なものとの判断するとの意見を付して遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>以上で議事を終了いたしますが、その他何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 12 月の定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました</p>